



松本地域「産業・雇用 総合サポートセンター(商工観光課)」 の設置を令和3年1月15日(金)まで延長します

新型コロナウイルスにより経済的影響を受け、支援が必要な事業者の皆様の相談・支援対応を充実させるために、松本地域「産業・雇用 総合サポートセンター」を松本合同庁舎に設置しており、期間は9月30日(水)までとなっておりましたが、持続化給付金、家賃支援給付金等申請支援の需要が引き続き多いことが見込まれるため、商工観光課での設置期間を令和3年1月15日(金)まで延長します。

1 設置期間

令和3年1月15日(金)まで (当初終了予定 令和2年9月30日)

2 主な支援内容

(1) 経営に関する相談、新型コロナウイルス関連支援策の紹介

制度融資、各種補助金等の支援策をご紹介します。

➡ 商工観光課(40-1932)へお電話にてご相談ください。

(2) 持続化給付金、家賃支援給付金等の相談、申請書類作成のサポート

事前予約により、「持続化給付金」、「家賃支援給付金」等の申請手続きをサポートします。
(行政書士による申請サポートも行っています。)

➡ 商工観光課(40-1932)へ予約申込みの電話をおかけください。

3 電話受付(相談・予約申込み)時間

平日8:30~17:15

その他 新型コロナウイルス危機突破支援金申請について

感染対策を講じている小規模事業者に10万円を支給する「新型コロナウイルス危機突破支援金」の申請期限が9月30日(水)となっています。

既に多くの事業者が申請していますが、未申請の対象事業者は早めに申請してください。

(持参の場合は9月30日17:00受付締切、郵送は9月30日消印有効)

<対象業種> 理容・美容・エステティック・リラクゼーション・ネイルサービス・療術・
運転代行の7業種

信州版「新たな日常のすゝめ」



新型コロナウイルスの感染を防止するための行動を自ら考え実践しましょう

長野県松本地域振興局商工観光課

(課長) 高橋 正樹

(担当) 桐山 潤、田中 利彦

電話：0263-40-1932 (直通)

ファクシミリ：0263-47-8904

電子メール：matsuchi-shokan@pref.nagano.lg.jp